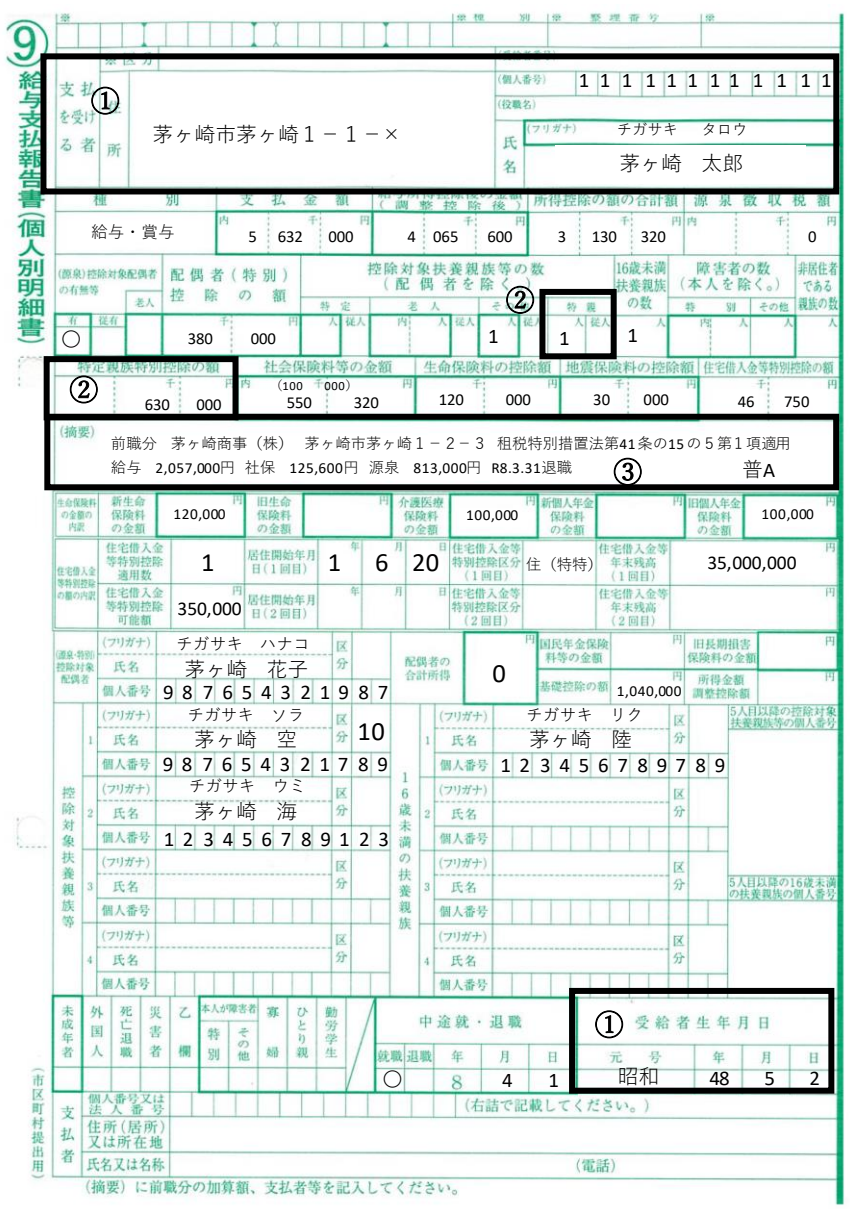
9　記載例

（4）給与支払報告書（個人別明細書）

給与支払報告書（個人別明細書）の記入方法については、」国税庁のホームページにある「**令和８年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引**」を御参照ください。（URL：https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2026/index.htm）



記入時の注意点

① **【支払を受ける者】欄について**

令和９年１月１日（中途退職者は、退職時）現在の住所、個人番号（マイナンバー）、フリガナ、氏名、生年月日を記入してください。

② **【特定親族特別控除の額】欄について**

特定親族特別控除の適用を受ける場合は、【特親】欄に適用を受ける特定親族の人数を、【特定親族特別控除の額】欄に特定親族の所得に応じた控除額を記入してください。

③ **【摘要】欄について**

・前職がある場合は、前職の給与支払者の名称、所在地、給与支払額、給与から控除した社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を必ず記入してください。

・普通徴収に該当する場合は、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」の符号（普Ａ～普Ｆ）必ず記入してください。

・退職手当等の支払いを受ける配偶者、扶養親族又は特定親族がいる場合は、その者の「氏名」、「生年月日」、「住所」、「配偶者、扶養親族又は特定親族である場合にはその旨」、「障害者又は特別障害者である場合にはその旨」、「退職所得を除いた合計所得金額の見積額」及び「納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払いを受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨」を記載してください。また、氏名の前には「(退)」と記載してください。

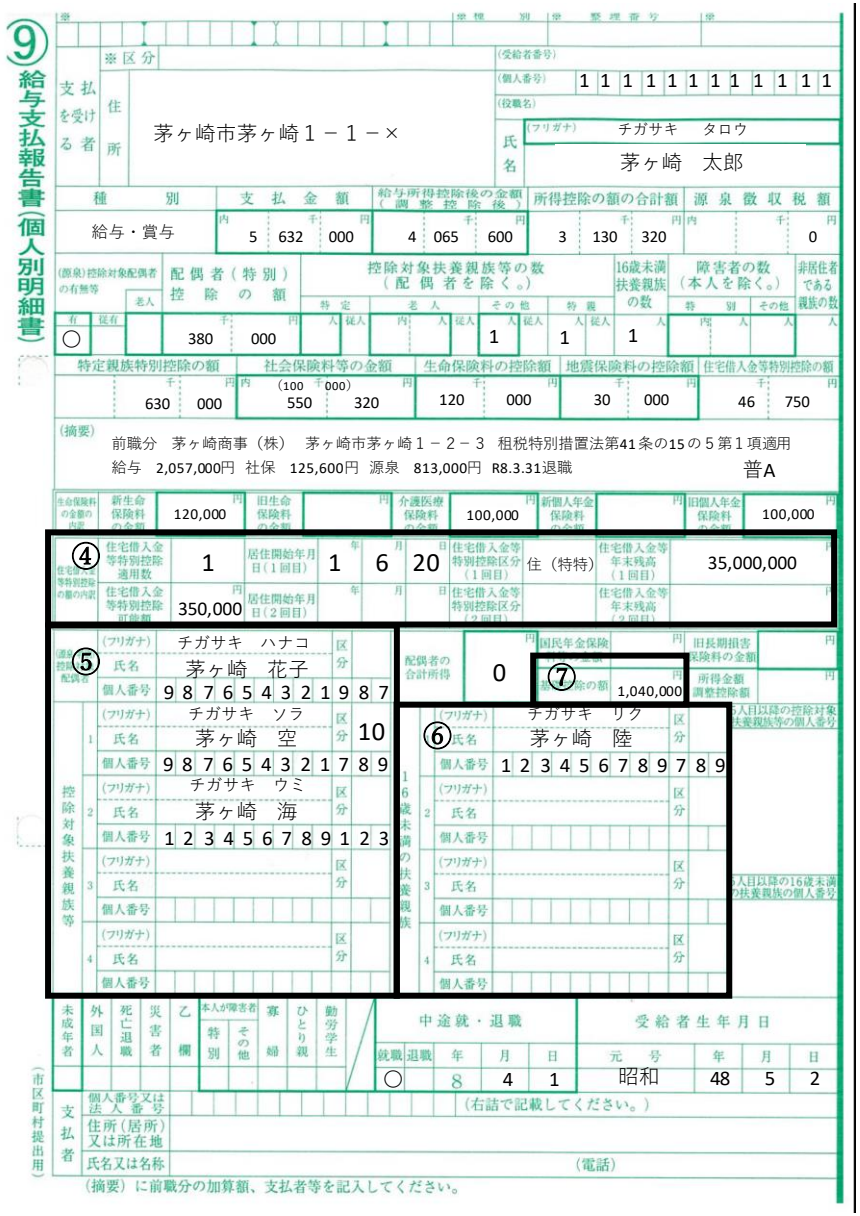
〈記載例〉

（退）茅ヶ崎 波　　昭和 57 年 1 月 1 日　茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1　一般の控除対象扶養親族　特別障害者　450,000 円）

・「年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」の適用がある場合には、「租税特別措置法第 41 条の 15 の５第１項適用」と記載してください。

・同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。

〈記載例〉茅ヶ崎　花子（同配）



④ **【住宅借入金等特別控除の額の内訳】欄について**

住宅借入金等がある場合は、住宅借入金等特別控除適用数、居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分、住宅借入金等年末残高、住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

⑤ **【（源泉・特別）控除対象配偶者】【控除対象扶養親族等】欄について**

（源泉・特別）控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。特定親族特別控除の適用を受ける場合は、【区分】欄に、特定親族の所得等に応じた数字を記入してください。

⑥ **【16 歳未満の扶養親族】欄について**

16 歳未満（平成 23 年 1 月 2 日以後に生まれた者）の扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

⑦ **【基礎控除の額】欄について**

「給与所得者の基礎控除申告書」の金額を転記してください。